



京都府知事登録旅行業第3種 440号
株式会社 業務渡航センター

604-8155

京都市中京区室町通錦小路東入占出山町

ヤマチュウビル3階

TEL:075-223-3535 FAX:075-223-2801

e-mail: gt@gtcenter.co.jp

<http://www.gtcenter.jp>



米国電子渡航認証システム ESTA (Electronic System for Travel Authorization)

2009年1月12日からビザ免除プログラムを利用し、無査証でアメリカに入国する場合、電子渡航認証システム(ESTA)を事前に認証登録する必要があります。

対象者は米国に短期商用・観光目的(90日以内)で渡航予定のビザ免除プログラム参加国のすべてのビザなし渡航者でアメリカ経由(通過)で第三国に渡航する場合も必要となります。

渡米目的に適した有効なビザを所持して渡米する場合は、ESTA申請は必要ありません。

ESTA登録はアメリカへ渡航する際、日本(搭乗地)のチェックイン時に確認されます。

登録していない場合は搭乗することができません。

なお、2009年1月12日以降ESTA登録を完了していても当面の間はI-94W(EDカード)も必要です。

弊社でお渡しした、又は航空会社に配布されたI-94Wを必ず入国審査時にご提示下さい。

また、ESTAはビザではありません。あくまでも仮の事前入国審査であり、入国の可否の最終決定は入国審査官(CBP)にあります、ESTAは登録日から2年間有効です。

登録時にパスポートの有効期限が2年未満の場合はパスポートの有効期限までが有効となります。

新しいパスポートを取得した場合、氏名、性別、国籍に変更があった場合、「はい、又はいいえ」のESTAの質問に対する回答に変更があった場合は新しく登録し直す必要があります。

(ESTA渡航認証を受けた後、目的地の住所や旅行日程に変更があった場合は、申請者は情報を更新することもできますが、義務ではありません。また、更新しなくても渡航に問題はありません。)

G.T.センターでのESTA代理登録について

お客様ご自身で認証を取得して頂くことが基本ですが、弊社にて代理登録も可能です。

弊社で代行登録する際はパスポートコピーとESTA登録質問書が必要になります、詳しくはお問合せください。

ご不明な点がございましたら下記のホームページアドレスを参照にされるか、

弊社までお問い合わせ下さい。

EMBASSY OF THE UNITED STATES
JAPAN

<http://tokyo.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-esta2008.html>

